

重要事項説明書

(令和6年9月17日改定)

仁慈会居宅介護支援センター

1 事業所の概要

事業所名	仁慈会居宅介護支援センター
所在地	広島県竹原市下野町3126番地の1
事業所番号	3470700109号
管理者・連絡先	脇本 健 電話番号 0846(22)0910
サービス提供地域	竹原市全域(但し、吉名町、忠海、福田町、小梨町、新庄町、西野町、仁賀町、田万里町を除く)

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います	1名
介護支援専門員	居宅介護支援の提供にあたります	常勤4名以上

3 営業時間

区分	平日	土曜	休日
営業時間	8:30~17:30	8:30~17:30	木・日・祝祭日

(注) 年末年始、お盆は「休日」の扱いになります

4 サービス利用料及び利用者負担

居宅介護支援にあたっては、利用者の負担はありません。

5 サービスの概要

- (1) 事業所は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成すると共に、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力致します。
利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することがないように、公正中立かつ誠実にを行います。
なお、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりである。
利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うと共に、医療サービス及び障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を行います。
- (5) 事業所は、居宅サービス作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (7) 病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えられるよう、日頃から担当の介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせ保管をお願い致します。

6 担当の介護支援専門員、管理者について

- (1) 担当する介護支援専門員及び管理者は次のとおりです。サービス内容についてご相談、ご相談や不満がある場合には、どのような事柄でも構いませんのでお寄せ下さい。

担当介護支援専門員	氏名： _____	連絡先	0846-22-0910
管 理 者	氏名： 脇 本 健	連絡先	0846-22-0910

- (2) 担当する居宅介護支援専門員を事業所側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

7 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の実施により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の実施により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 利用者に対する居宅介護支援の実施により事故が発生した場合は、事故届（所定用紙）を提出し、その原因を解明、再発防止の対策を講じます。（安全管理委員会）

8 市町村への届け出

この居宅介護支援サービスを受ける際には、その旨を市町村へ届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは前記の居宅介護支援専門員にご相談下さい。

9 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、居宅介護支援サービスの提供に関する記録に必要事項を記入します。
- (2) 事業所は、特段の事情の無い限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅で面接を行い、サービス計画の実施状況、目標達成等の状況等の把握に努めます。
- (3) 事業所は、居宅介護支援サービスに関する記録及びその他の記録をその完結の日から2年間適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は必要に応じてその写しの交付を行います。

10 秘密保持

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など適正な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の中で個人情報を利用できるものとします。

11 キャンセル等

- (1) 利用者が居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡下さい。
連絡先（電話） 0846-22-0910
- (2) 居宅サービスの変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡下さい。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。(契約書第6条)
- (4) サービス提供のキャンセル又は、契約を解約する場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

1.2 相談窓口

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

お客様相談コーナー	電話番号	0846 (22) 0910 携帯 090-7593-9786
	FAX番号	0846 (22) 3060
	相談担当者	脇本 貞森 藤井 市原
	対応時間	24時間

- 公共機関においても、次の機関にて苦情申し出等ができます。

地域支えあい推進課 介護保険係	所在地	竹原市中央5丁目1-35
	電話番号	0846 (22) 7743
	FAX番号	0846 (23) 0140
	対応時間	8:30 ~ 17:15
竹原市地域包括 支援センター	所在地	竹原市中央3丁目13-5
	電話番号	0846 (22) 5494
	FAX番号	0846 (23) 0084
	対応時間	8:30 ~ 17:15
広島県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館
	電話番号	082 (554) 0783
	FAX番号	082 (511) 9126
	対応時間	8:30 ~ 17:15

1.3 当所ら概要

名称・法人種別	医療法人社団 仁慈会
代表者名	理事長 安田 真衣子
本所所在地・電話	広島県竹原市下野町3126-1 0846 (22) 0910
業務の概要	居宅介護支援

【説明確認事項】

令和 年 月 日

居宅介護支援に係る契約締結にあたり、上記による重要事項の説明を行いました。

(事業者) 所在地 広島県竹原市下野町3126-1
事業所名 医療法人社団 仁慈会
仁慈会居宅介護支援センター

説明者 _____ (印)

居宅介護支援に係る契約締結にあたり、上記にとおり重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(代理人・立会人) 住 所 _____

氏 名 _____ (印) 続柄 ()